

令和8年度 関係人口創出型利用促進助成事業（こばえちゃ割）助成金交付要綱

（趣旨）

第1条 庄内空港利用振興協議会（以下「協議会」という。）は、庄内空港を発着する指定の航空便を利用し、関係人口の創出、移住定住等の検討、県外在住の就職活動者、婚活事業等への参加者及び農業等就業者に対して、航空運賃の一部を支援することにより、移住定住及び空港利用の促進を図る。

この要綱に定めるところにより、庄内空港の利用振興に寄与するために必要な経費について、予算の範囲内で助成を行う。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）関係人口創出事業等 国、山形県、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町及び民間企業等が行う関係人口創出の機会を提供する主催者及び協議会が認められたセミナーやイベント等をいう。民間企業等が行うセミナーやイベント等については、国又は自治体等との共催、協賛、後援、助成等を受けて実施するものをいう。
- （2）移住定住 移住検討やお試し移住等のため、山形県、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町及び遊佐町の移住相談窓口などに来県相談、移住イベントへの参加等をすることをいう。
- （3）就職活動等 企業等説明会、採用試験、面接及びインターンシップ等に参加することをいう。
- （4）婚活事業等 山形県、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町及び民間企業等が行う結婚を望む満18歳以上の独身者に出会いの機会を提供するイベント等をいう。民間企業等が行うイベント等については、自治体等との共催、協賛、後援、助成等を受けて実施するもの、又は自治体からの紹介を受けたものをいう。
- （5）農業等就業者 山形県外に居住する者が、担い手不足解消のため、一定の条件のもと山形県内に就農することをいう。
- （6）県内企業等 山形県内に就業場所となる事業所を開設している、又は当該事業所を開設する見込みのある企業・行政機関をいう。
- （7）インターンシップ 県内企業等において、実習・研修等の就業体験を実施することをいう。

（助成対象者）

第3条 助成金の対象は、庄内空港発着の航空便を利用する次の条件を全て満たす別表の者とする。

- （1）航空機利用に関し、年齢要件による割引を適用していない者

(2) 山形県外に在住する者で、往路は羽田空港発、復路は庄内空港発を利用する者
(片道利用可)

(3) 別表の各対象分野において公的機関等への相談や事業に参加し、実施日等当該
内容について記載した必要添付資料を提出可能な者

(助成対象期間)

第4条 助成金の交付対象期間は、協議会の現年度事業計画等各案が総会での承認を
得ることを前提としたうえ、現年度の4月1日から翌年3月25日までとする。

2 協議会は、予算の執行状況等により、助成対象期間内であっても助成を打ち切る
ことができる。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、第3条に規定する助成対象一人当たり次の額とする。100円
未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。なお、欠航便は助成の対象としない。

(1) 片道利用 5,000円

(2) 往復利用 10,000円

2 自治体等が行う他の交通費助成事業との併用は認めない。

3 1申請(1証明)につき庄内ー羽田1往復を申請上限とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、指定便利用日から起算して15日以内
に、搭乗証明資料などの必要資料を添付のうえ、山形県電子申請システム(やまが
たe申請)による交付申請を行わなければならない。

(交付決定)

第7条 協議会は、交付申請があった場合、本要綱に適合し、かつ予算の範囲内であ
ることを確認のうえ、必要に応じて関係団体等に相談内容等を照会した上で交付を
決定する。

(助成金の交付)

第8条 協議会は、交付申請があった場合、確認の上受理し、原則として30日以内
に助成金を交付する。

(交付決定の取消し)

第9条 協議会は、本要綱の規定に違反した場合又は不正な申請があった場合は、助
成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(助成金の返還)

第10条 助成金の交付が取り消された場合は、既に交付された助成金を協議会が指定
する期日までに遅滞なく返還しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、協議
会が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(別表)

	対象分野	対象者	必要添付資料
1	関係人口創出事業等	国、山形県、庄内地域各市町、民間企業が行う関係人口創出事業に係る主催者及び協議会が認めたセミナーやイベントに参加する者。 (民間企業のイベントは国や自治体等の共催、後援、助成を受けて実施するものが対象)	セミナー、イベント等への参加実績を証明する資料 (主催者による証明が無い資料は不可) ※ビジネス、業務による参加・出席は対象外
2	移住定住	移住を検討し、山形県、庄内地域各市町の移住担当窓口にご相談する者 (相談実績が残る相談や、体験利用、移住イベントへの参加を対象とする)	相談時に移住窓口担当者が発行する相談実績証明書 (証明内容や実績に疑義がある場合、事務局より担当窓口へ問合せをする場合がある) ※引越し・転居利用は対象外
3	就職活動等	庄内地域の企業等への採用試験、面接、インターンシップ等の就職活動を行う者 (公務員試験も対象) 又は、県内に就業することが明示された求人に応募する者	就職活動の状況がわかる資料 (受験票、紹介状の写し、インターンシップの場所・期間等が記載されたもの等) ※引越し・転居利用は対象外
4	婚活事業等	山形県、庄内地域各市町、民間企業等が行う婚活支援事業等に参加する者 (民間企業のイベントは国や自治体等の共催、後援、助成を受けて実施するもの又は自治体からの紹介を受けたものが対象)	イベント等への参加実績を証明する資料 (主催者による証明が無い資料は不可)
5	農業等就業者	県内に就農することが明示された求人に応募し、1日以上(短時間可)就労する者	求人票等及び就労先からの就労証明書 ※親類・知人等が雇用主となる農業就労は対象外